## (別紙1)

## 社会福祉法人指導監査結果

1 指導監査実施法人 社会福祉法人ぱれっと

## 3 文書指摘事項

5 人音拍响争填		
区分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事 項
I - 3 (2) 評議員会の招 集・運営	次のとおり評議員会の手続きについて、法令に反している事例があった。  ○評議員会の招集手続について 理事会の決議により次の事項を定め、理事が評議員会の 1週間(中7日間)前、定時評議員会の場合は2週間(中 14日)前までに評議員に通知を行わなければならない。 ①評議員会の日時及び場所 ②評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 ③評議員会の目的である事項に係る議案の概要(議案が確定していない場合はその旨) 貴法人において、第2回評議員会開催通知が令和4年7月23日に発出され、令和4年7月29日に開催されており、また、第3回評議員会開催通知が令和5年4月6日に発出され、令和5年4月13日に開催されているため、いずれも評議員会の1週間(中7日間)前までに通知が行われていなかった。 今後、評議員会の招集に際し適切な手続きを行うこと。  根拠法令等 社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般 社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条第1項	
I - 4 (3)	理事は理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割	
適格性	を果たすため、各理事と特殊の関係にある者及び当該理	
I - 5 (2)	事の合計が、理事総数の3分の1を超えてはならないと	
選任及び解任	されているが、貴法人は令和4年度の理事について、特	

-		
	殊関係にある者が上限を超えて含まれていた。	
	また、監事のうちに、各役員と特殊関係にある者が含	
	まれていた。	
	今後、理事及び監事の選任については適切に行うこ	
	と。	
	根拠法令等	
	社会福祉法第第44条第6項、第44条第7項、	
	社会福祉法施行規則第2条の10第6項、第2条の11	
	第6項	
	登記事項について、変更が生じた場合、資産の総額に	
	ついては、会計年度終了3カ月以内に変更登記すること	
	とされているが、令和5年8月10日時点の履歴事項全	
	部証明書を確認したところ、令和4年度の資産の総額の	
III - 4 (4)	変更登記がなされていなかった。	
その他	今後は期限を遵守し、適切に変更登記を行うこと。	
	根拠法令等	
	社会福祉法第29条	
	組合等登記令第3条	